

第 3 5 回 芦屋市建築審査会 会議要旨

日 時	平成18年10月30日（月） 15：00～17：00
場 所	分庁舎2階 中会議室2
出席者	会 長 今中利昭 会長代理 山崎古都子 委 員 小浦久子，鶴林 泉，杉本浩康 審査請求人 A氏（芦屋市民），B氏（A氏代理人） 処 分 庁 特定行政庁 事 務 局 建設部建築指導課
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> 個人に関する情報が含まれるため，審議内容を一部非公開とした。
傍聴者数	0人

1 公開による口頭審査

平成18年6月29日付けで提起された審査請求について，請求人及び処分庁からの口頭陳述による審査を行った。

〔請求人の主張〕

自宅前道路を2項道路として認定するよう求める。

昭和55年には2項道路として認定されていた道路が，今回の芦屋市の判断では2項道路でないとして認定を取り消された。認定の取消しの際には，その影響を受ける土地所有者への告知聴聞の手続きを踏むべきであるが，そういった手続きがないまま取消しがなされた。そのため審査請求に至った次第である。

芦屋市は審査請求にかかる弁明書の中で，建築計画概要書の配置図に記載された2項該当道路は2項道路ではないと述べているが，法的に言っても「2項該当」とは2項そのものを指す。

また芦屋市は，立ち並びがないとも主張しているが，現状4宅地が当該道路に面しており，客観的に見ても立ち並びがあることは明らかである。ライフライン等も当該道路内に存在しており，現在も使用している。

芦屋市が2項道路でないと判定したのは，現在建築中のマンションの後退義務をなくすためではないかと推測される。特定の土地所有者のために認定を取り消すのは，行政処分として適当でない。

〔処分庁の反論〕

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

当該道は兵庫県の判定基準には適合しないものであり，建築基準法第43条ただし書きを当時の建築主事が適用するにあたり，「2項道路ではないがそれに準ずる安全上支障がないもの」として「法第42条第2項道路」と特記させた事例である。

芦屋市が兵庫県から引き継いだ2項道路判定基準によれば，「立ち並んでいる」とは，基準時に，対象となる道に沿って建築物が2戸以上（袋路状の道については3戸以上）あることとなっており，当該道はこの要件から「立ち並んでいる」とは言えない。

芦屋市としては，昭和55年より当該道の取扱いを変えたわけではないので，告知聴聞を求める審査請求人の主張は論拠がない。

〔建築審査会〕

本日の口頭審査を踏まえ，処分庁は11月13日までに再弁明書，請求人は11月27

日までに再反論書を提出するように求めた。

2 議題

議案第1号

指定確認検査機関がなした建築確認処分の取り消しについて

請求人，処分庁及び傍聴人が退席した後，審査会で審議を行ったが裁決に至らず，継続審議となった。

以 上